



## ●独立行政法人国民生活センターとは

昭和45年10月に特殊法人国民生活センターとして発足し、その後「独立行政法人国民生活センター法」により平成15年10月に独立行政法人に移行した国の機関(所管:消費者庁)です。

「消費者基本法」に基づき、国や全国の消費生活センター等と連携して、消費者問題における中核的機関としての役割を果たしており、全国の消費生活センター等から情報を収集し、被害の未然防止・拡大防止に役立てています。

さらに、消費生活センター等が行う相談業務の支援や、相談解決のための商品テスト、消費生活相談員や行政職員を対象とした研修、国民生活に関する調査研究、さまざまなメディアを通じた消費者への情報提供、裁判外紛争解決手続(ADR)などを行い、一人一人の消費者が安全で安心な生活を送ることができるよう、支援に努めています。

## ■国民生活センターの機能

01

行政機関や事業者団体等への要望、情報提供等

行政機関や事業者団体等に制度や商品等に関する改善要望や、情報提供を行っています。

02

全国の消費生活センター等に対する支援(地方支援)

全国各地の消費生活相談窓口に対して、相談処理のアドバイスや、PIO-NET等による相談解決のための情報提供、相談解決のためのテスト、消費生活相談員、行政職員等への研修を行っています。

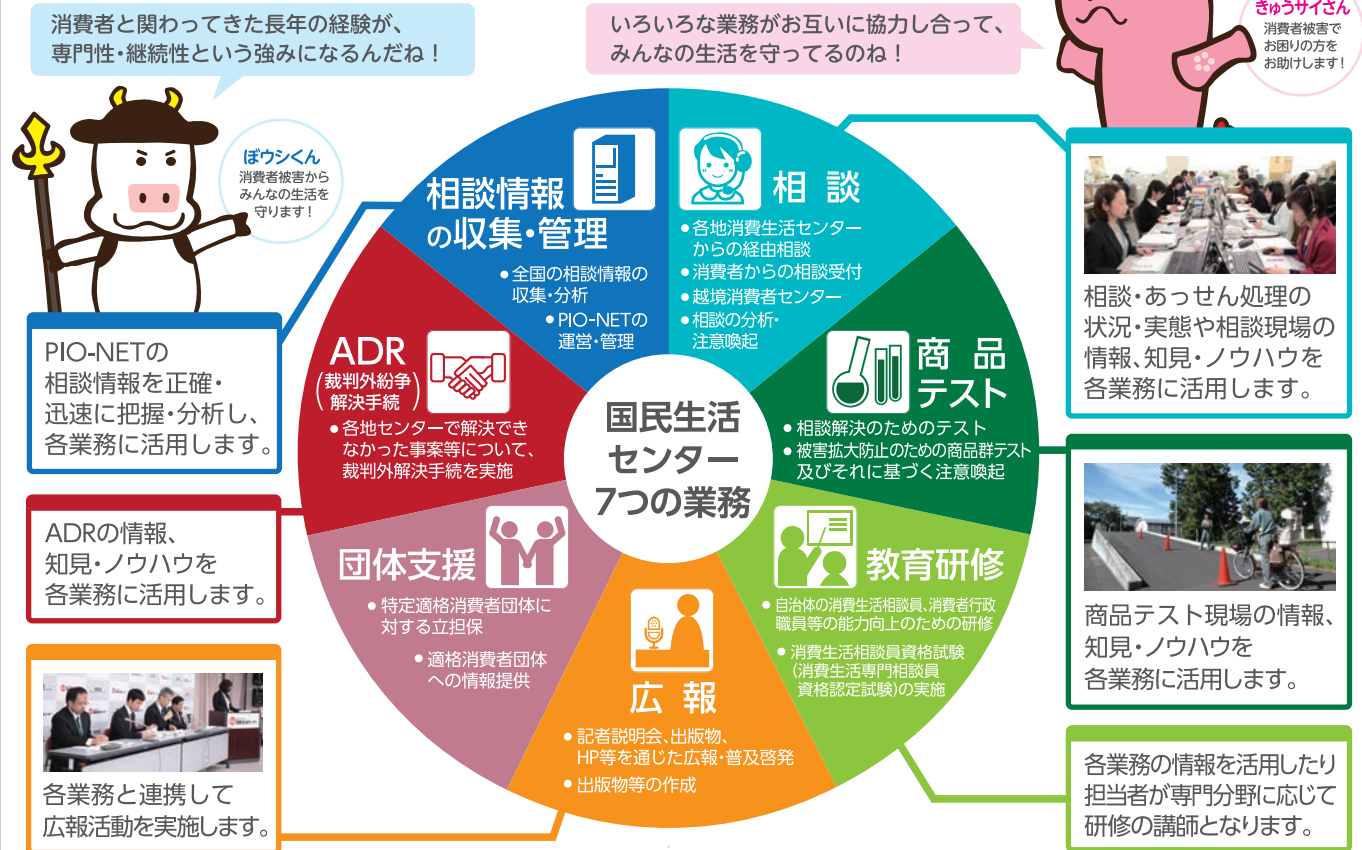
03

消費者への注意喚起

消費者被害の未然防止・拡大防止のため、取引や危害、商品テスト関連の情報をホームページ、記者説明会等を通して積極的に提供しています。

## ■業務の紹介

国民生活センターでは、相談、商品テスト、相談情報の収集・管理など7つの業務が相互に連携し合い、一体となって機能を発揮しています。



## ■PIO-NET(パイオネット) 全国消費生活情報ネットワークシステムとは?

国民生活センターと全国の消費生活センター等とを結び、消費生活相談情報を収集・蓄積しています。

